

被扶養者資格調査 (検認)

夫婦共同扶養の生計維持状況確認

トップグループ健康保険組合



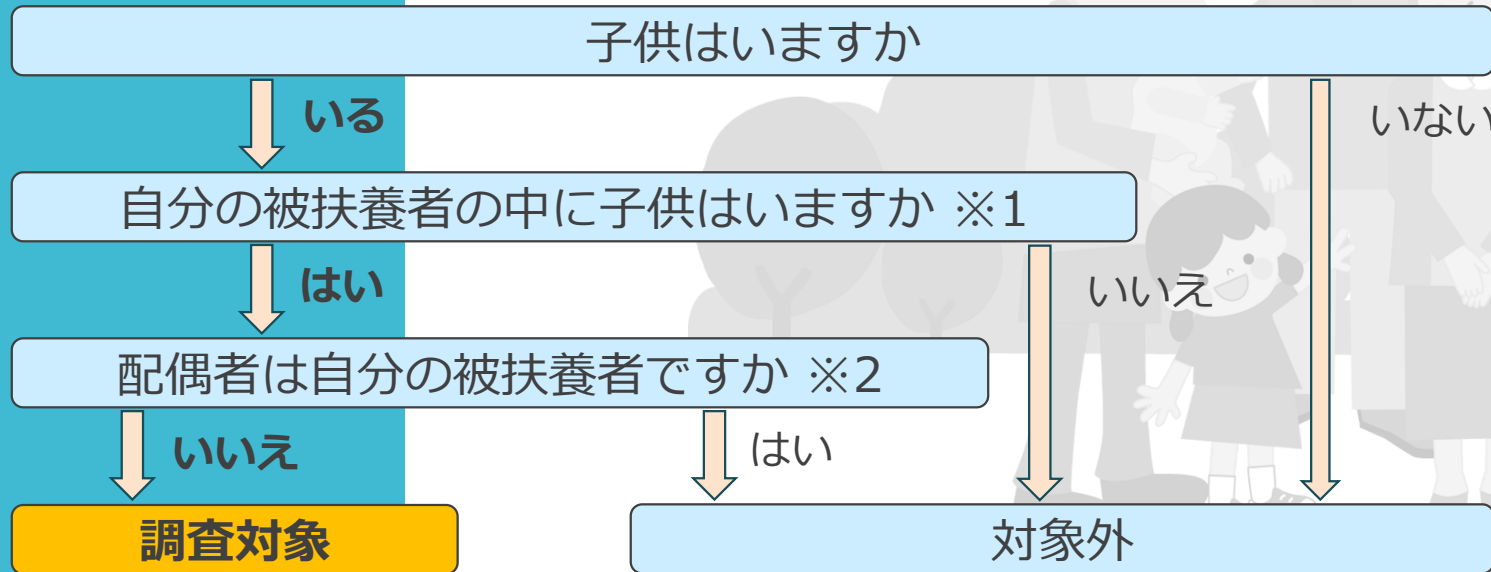
調査の目的

令和3年4月30日付の厚生労働省保険課長通知（保保発0430第2号）において、夫婦共に収入があり共同して子供を扶養している場合は、夫婦双方の年間（今後1年間）の収入見込み額が多い方の被扶養者とすることが示されています。

それにともない夫婦双方に収入があり共同で子供を扶養している方について、現在ならび今後の状況（育児休職・短時間勤務や転職・昇格などにより夫婦の収入額の逆転が見込まれる場合）が、国が示した要件に合致しているかを確認するために実施します。

調査の対象者

令和7年9月30日時点の健保加入者で、下記フローの「調査対象」に該当する方
⇒ 後日、対象となる方には健保から個別にメールをお送りします。



※1 「自分の被扶養者」とは、自分（被保険者）が当健保に被扶養者として届出して認定された家族を指します。

※2 配偶者がいない方は「いいえ」に進んでください。

夫婦共同扶養の 認定ルール

夫婦が共同でお子様などを扶養している場合、

「年間収入」の多い方（主として生計を維持する方）の被扶養者とするのが原則です。

これは、どちらかの扶養に入れるかを選択できる制度ではありません。

※「年間収入」とは、過去・現在・将来の収入を基に、今後1年間の収入を見込んだ金額を指します。

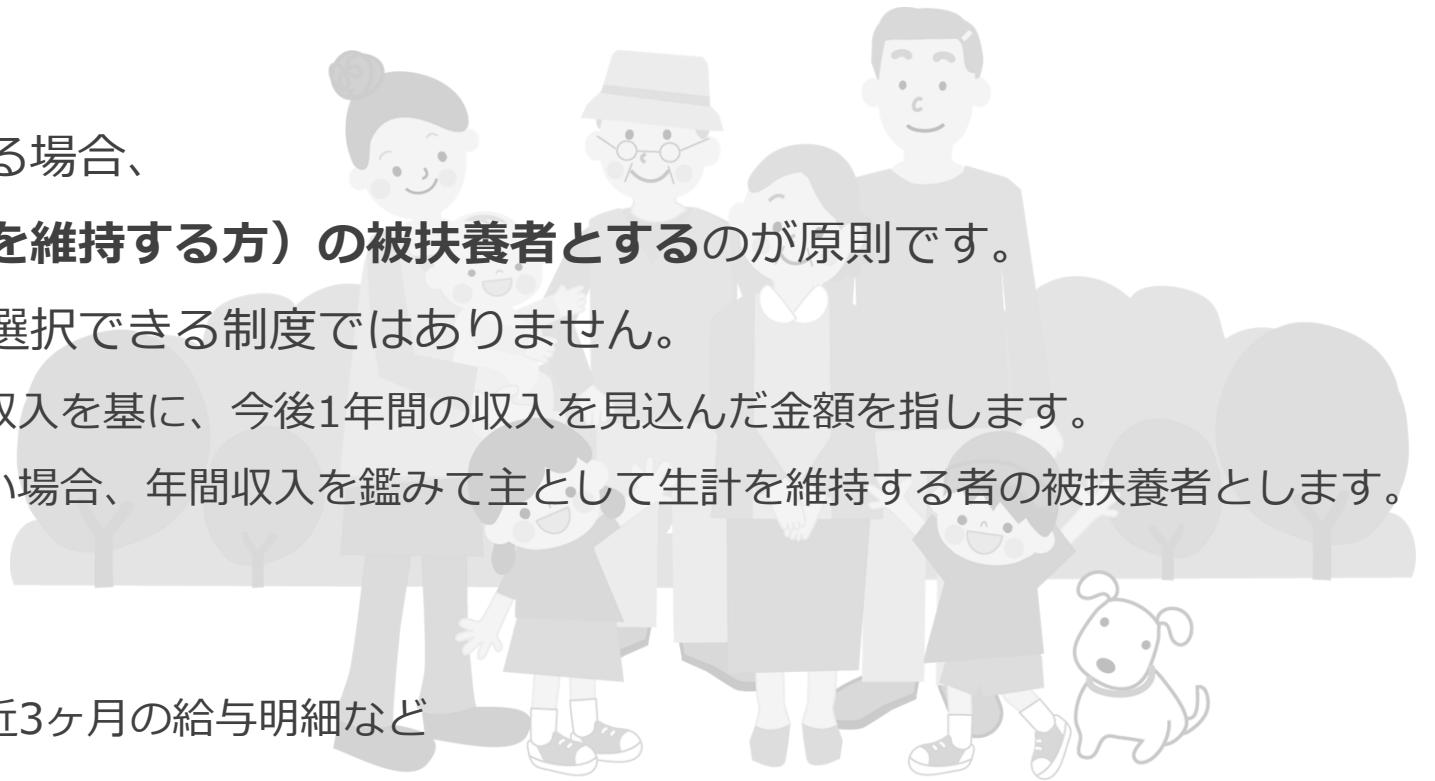
※被保険者と配偶者との収入差があまりない場合、年間収入を鑑みて主として生計を維持する者の被扶養者とします。

収入の例

給与所得者 ⇒ 前年の源泉徴収票、直近3ヶ月の給与明細など

自営業者 ⇒ 前年の確定申告書など

●育児休業給付金や傷病手当金なども収入に含まれますので、ご注意願います。



提出書類・提出方法について

提出書類

配偶者の収入が確認できる書類

給与所得者 ⇒ 前年の源泉徴収票、直近3ヶ月の給与明細など

自営業者 ⇒ 前年の確定申告書など

提出方法

検認システムのサイトへPDF・写真データにてアップロード

※原本の提出はいりません)

ご提供いただくデータはトップグループ健保「個人情報保護管理規程」に従い厳格に取扱います。

審査の結果、収入逆転など詳細確認が必要と判断した場合、上記以外の書類を求めるケースがあります。

調査に関する 法・関連通達

健康保険法施行規則第50条第1項

「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる」

健康保険法施行規則第50条第9項

「第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする」

厚生労働省保険局長通知保発第1029004号

「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」

厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号

「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」

